

# 専門家派遣事業の注意点（申請企業用）

事務局：（公財）静岡県産業振興財団

## 注意事項

### ●以下の派遣は認められません（対象外）

- ①セミナー講師等を目的とする派遣。
- ②「助言による支援事業」を目的とするため、借入や各種申請書の作成・HP作成の委託・保険の見直し税理士による税務申告など、業務代行となるもの、助言と判断できないもの。（成果物を出さない）
- ③顧問先に対しての支援は対象外です。  
例：年間で契約している顧問契約の一部補填として利用するもの。  
補助金申請（経営革新計画の取得のみは対象として良い）の支援、申請代行は不可。

### ●企業負担金の入金をご確認下さい

第1回目の派遣は、企業側が負担金を納入してからになります（財団への納入）。長期にわたり入金が確認できない場合（採択日から1か月程度）はキャンセルとして取り扱う場合があります。

### ●毎年度連続した企業への派遣申請は、なるべく顧問契約をお願いします

より多くの方々にご利用頂きたい事を考慮し、同専門家で、且つ連続した年度でお申込みをされる企業については、顧問契約などを結んでいただきますよう検討お願い致します。

- \* 当制度の利用については、3年連続の利用までとします。（3年連続で利用した企業に関しては1年間利用禁止する）

## 利用可能期間

### （利用期間）

第1期 支援実施期間 2020年4月1日～9月30日分  
申込期間 2020年4月1日～8月31日

第2期 支援実施期間 2020年10月1日～2021年2月28日分  
申込期間 2020年9月1日～12月31日

ただし、申込の状況によって申込期間の変更が変更となる可能性があります。

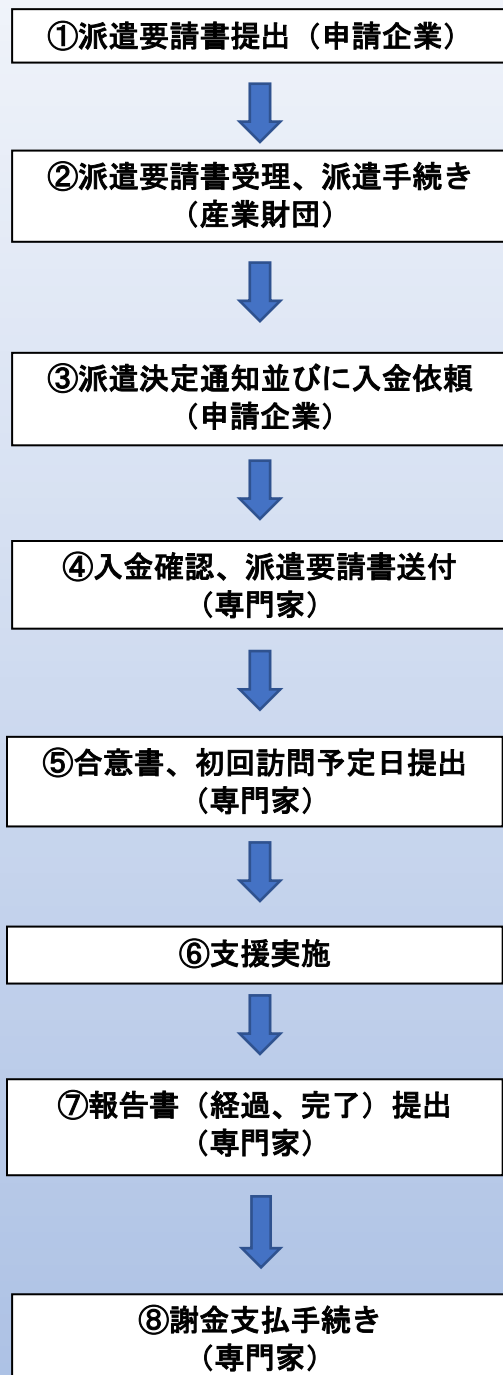
### （新型コロナウイルスの影響による支援について）

世界中で感染が拡大している、新型コロナウイルスにより経営に影響が県内企業にも出ていることを考慮して、コロナ対策に関してのみ通年での取り扱いとします。

支援実施期間 2020年4月1日～2021年2月28日  
申込期間 2020年4月1日～2021年1月31日  
年度内実施回数 5回まで

- \* 県内企業の状況によっては運用の変更をする可能性があります。

## 専門家派遣の流れ



### 注意点 (数字は左の作業に対応)

- ①要請書提出
  - ・要請書は財団HPよりダウンロードしてください。
  - ・メール、FAX、郵便どれでも可
- ②派遣手続き
  - ・時期にもよりますが、10日程で派遣決定通知 (請求書) を発行いたします。
- ③入金依頼
  - ・通知日より1カ月以内の入金をお願いします。入金が無い場合派遣を取り消すこともあります。
- ④入金確認
  - ・財団で入金を確認でき次第、専門家に対し、派遣合意書を送付します。
- ⑤合意書、訪問予定日
  - ・専門家より企業に電話し初回訪問予定日を設定してください。設定は1カ月以内をお願いします。・合意書の署名と、初回訪問予定日を入力の上、返送願います。
- ⑥支援実施
  - ・1日1企業
  - ・1回の支援の3~4時間を一つの目安にしてください。\*短くなったり、長くなって可。
- ⑦報告書提出
  - ・支援実施後1カ月以内に提出をお願いします。大幅な遅延となった場合、謝金を支払えない場合があります。
- ⑧謝金支払手続き
  - ・報告書が到着した月の末締め、翌月末に支払をします。  
(例: 4月に到着。5月末支払。)

### (専門家派遣実施時の注意点)

- ・支援回数をしっかりと確認してください。  
(本日の支援が何回目の支援であるか双方で共有すること)
- ・当初予定していた、支援実施回数より変更があった場合は、返金作業を行いますので、事務局に連絡してください。
- ・すべての実施が完了しましたらアンケートへの回答をお願いします。(提出は、郵便、FAX、メールで可)

連絡先(提出先)

TEL: 054-273-4434

FAX: 054-251-3024

Mail: [joho@ric-shizuoka.or.jp](mailto:joho@ric-shizuoka.or.jp)